

接骨院・整骨院で施術を受けられる方へ

医療費の適正化にご協力ください

接骨院や整骨院での施術は、健康保険が適用される場合と適用されない場合があります。

○健康保険が適用されるもの

- ・急性または亜急性の外傷性の捻挫、打撲、挫傷（肉離れ等）
- ・骨折及び脱臼の応急処置（応急処置以外は、医師の同意が必要です）

○健康保険が適用されないもの

- ・疲労性・慢性的な要因からくる肩こり、筋肉疲労
- ・脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善がみられない長期の施術
- ・保険医療機関（病院、診療所など）で同じ負傷等の治療中のもの
- ・労災保険が適用となる仕事や通勤途上での負傷



接骨院・整骨院で施術を受けるときは…

1 負傷の原因を正確に伝えましょう

上記のように健康保険が適用されない場合がありますので、負傷の原因（いつ、どこで、何を、どんな症状か）を正確にきちんと伝えましょう。

また、交通事故等の第三者行為による負傷の場合には、必ず国保の担当窓口（保険課）へ連絡をしてください。

2 柔道整復施術療養費支給申請書の内容をよく確認して、署名をしましょう

施術を受けたときに署名する「柔道整復施術療養費支給申請書」には、負傷原因、負傷名、日数、金額等が記載されています。内容をよく確認してから署名をしましょう。

また、原則患者本人が署名することになっています。

3 領収書は必ずもらいましょう

もらった領収書は保管しておき、後日届く医療費通知に記載されている金額・日数と合っているか確認しましょう。

4 施術が長引くときは、医師の診察を受けましょう

施術が長期にわたる場合、内科的要因も考えられますので医師の診察を受けましょう。

施術内容を照会することがあります

健康保険で柔道整復師にかかった方に、負傷原因や施術内容などについて照会する場合があります。これは医療費適正化の一環として、請求内容に誤りがないかの確認ですので、ご協力をお願いします。

安い！安心！ジェネリック医薬品を利用しましょう

【問合せ先】 保険課 国保グループ ☎029-240-7113（直通）

軽自動車などの廃車・名義変更はお早めに

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日の所有者（所有権留付自動車の場合は使用者）に課税されます。軽自動車等を取得した時や申告内容に変更があった場合は15日以内に、廃車や譲渡した場合は30日以内に申告してください。手続きをされていないと、令和2年度も課税の対象となります。手続き先は下記をご確認ください。

（軽自動車税は、環境性能割の創設に伴い、軽自動車税（種別割）に名称が変更されました）

車の種類	必要なもの		申告場所	
原動機付自転車（125cc以下） 小型特殊自動車 （フォークリフト、トラクター等） ※水戸ナンバーの小型特殊自動車は茨城運輸支局での手続きとなります	廃車	・ナンバープレート ・標識交付証明書 ・所有者の印鑑	茨城町 税務課 茨城町小堤1080 ☎029-240-7114（直通）	
	名義変更	廃車済み		・廃車申告受付書 ・譲渡証明書（※） ・新所有者の印鑑
		未廃車		・標識交付証明書 ・譲渡証明書（※） ・新所有者の印鑑 ・ナンバープレート
軽自動車 （660ccまでの三輪・四輪車）	廃車・名義変更の手続きについては、事前に右記へお問い合わせください。		軽自動車検査協会 茨城事務所 茨城町若宮887-59 ☎050-3816-3105	
二輪の軽自動車 （125cc超250cc以下） 二輪の小型自動車 （250cc超）	廃車・名義変更の手続きについては、事前に右記へお問い合わせください。		関東運輸局 茨城運輸支局 水戸市住吉町353 ☎050-5540-2017	

※譲渡証明書には前所有者の押印が必要です。

※代理人に手続きを依頼した場合は、手続きが完了したか必ず確認してください。また、車両を解体（スクラップ）しても、書類上での廃車手続きを行わなければ登録が残ったままになります。必ず所定の申告場所で手続きを行ってください。

Q&A

Q 4月2日に軽自動車を譲りました。軽自動車税（種別割）に還付はありますか？

A 軽自動車税（種別割）は月割制度がございません。そのため、4月2日に名義変更された場合でも、その年度の税金は納めていただくことになり、還付はありません。

Q 茨城町から転出（転入）しました。手続きは必要ですか？

A 軽自動車等は定置場（車両の置き場所）にて課税となります。定置場が変更になった場合、すみやかに手続きをお願いします。

廃車・名義変更をしたときは税申告書の提出を

関東運輸局茨城運輸支局や軽自動車検査協会、廃車や名義変更などの手続きをしたときは、「軽自動車税申告書（報告書）」または手続きしたことがわかる車検証を、税務課に提出してください。提出しないと、翌年度以降も課税される場合があります。詳細はお問い合わせください。

【問合せ先】 税務課 ☎029-240-7114（直通）